

# 日本雪工学会誌投稿規定

(昭和61年7月1日制定)  
(平成6年9月1日改定)  
(平成18年6月30日改定)  
(平成20年6月30日改定)  
(平成21年3月31日改定)

1. 本学会誌に投稿する原稿は次の内容のものとする。  
論文、ノート、討議、速報、技術報告、グラビア、特集、シンポジウム等報告、講座、記憶の風景、研究機関めぐり、雪氷エキスパート、雪工学談話室、書評、文献抄録、本学会記事、その他
2. 投稿資格  
論文、ノート、討議の著者は本学会の会員とする。これ以外の記事については、編集委員会が最も相応しいと認める著者へ寄稿を依頼する場合がある。
3. 投稿原稿等の採否  
投稿原稿等の採否は、本学会の編集委員会で決定する。なお、論文、ノート、討議は本学会の学術委員会で査読の上、編集委員会に付託する。
4. 投稿方法
  - i) 本学会誌執筆要領に従って書かれた電子データと電子投稿票を、論文、ノート、討議の原稿は学術委員会に、それ以外の原稿は編集委員会に提出する。具体的な提出先は別途定める。
  - ii) 論文、ノート等で、その一部または概要が既発表のものは、発表した機関、場所、時期、および題目を明記すること。
  - iii) 別刷を希望する場合はその旨申し出ること。別刷代金については別途定める。
5. 著作権
  - i) 「日本雪工学会誌」に掲載する著作物の著作権は日本雪工学会に帰属（譲渡）する。
  - ii) 著者自らが、著作物の全文、または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本学会は原則として、その利用を妨げない。
  - iii) 第三者から著作物の全文または一部の複製利用（翻訳として利用する場合を含む）の申し込みを受けたときには、本学会は特に不適切とみなされる場合を除き、これを許諾することができる。この場合、本学会は著者に著作物利用の概要を通知する。
6. 改定  
この規定の改定は理事会で行う。

## 日本雪工学会誌執筆要領

1. 原稿
  - i) 原稿は原則として電子データとし、電子投稿票と共に提出する。23文字×40行×2段組で刷り上がり1ページに相当するので、作成の参考にすること。レイアウトのわかるPDFファイルを添付することが望ましい。写真、図表等で電子化されていないものは別途郵送しても構わない。
  - ii) 本文は和文または英文とする。ただし、本学会誌投稿規定1.の論文、ノートには150語程度の英文の要約を付ける。本文が英文の場合には200字程度の和文要約を付ける。要約、本文等の英文はネイティブ等の校閲を受けることが望ましい。
  - iii) 題目、および著者の姓名は和文と英文を並記する。
  - iv) 頁数の制限については、「日本雪工学会誌原稿の募集について」を参照のこと。
2. 図(写真を含む)、表
  - i) 図、表は著者が作成した鮮明なもので、そのまま製版できるように、写真やピットマップグラフィックの場合は出来上がり寸法で300 dpi程度の解像度を確保すること。
  - ii) 図、表中の文字の大きさは出来上がり寸法を考慮して作成し、最低でも出来上がり寸法で6pt程度の大きさを確保すること。
3. 引用文献
  - i) 引用文献は引用される順番に通し番号を付け、本文中に肩付きで記入する。
  - ii) 卷末に「参考文献」として通し番号順にまとめる。
  - iii) 参考文献の記載は次の例に従う。  
論文等の場合 著者名(発行年月)：論文題目、記載雑誌名、巻、号、始頁～終頁。  
書籍等の場合 編・著者名(発行年月)：書名、発行所、該当頁。